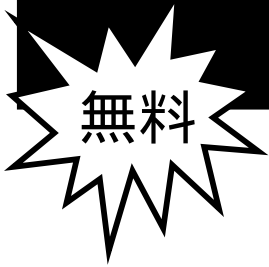


# 母子家庭・シングルマザーのための 就業支援セミナー



## 私をブラッシュアップ！

できる私に向かって、自分を磨き上げましょう！

神戸市母子家庭等就業・自立支援センター  
「あいワーク神戸」

シングルマザー（神戸市在住の方）のための就業支援セミナーです。就業・自立を支援するために素敵なプログラムを用意しました。どうぞお気軽にご参加ください。



回	日時	テーマ	講師
1	2009年 6月20日 (土) 10～12時	<b>心の元気は、カラダの元気！ カラダの元気は、心の元気！</b> 心と体の連動を体感し、“元気・安心・陽気” に初めの一步を踏み出しましょう	女性と仕事研究所認定キャリアアドバイザー 『タッチフォーヘルス』インストラクター 山本 節子
2	6月27日 (土) 10～12時	<b>デキてるメイクは、笑顔から</b> 好感度の高い印象を与えるためのメイクアップは、まず笑顔づくりから 普段お使いのメイク用品をご持参ください	女性と仕事研究所認定キャリアアドバイザー 美容師 『フローカス マッサージ』インストラクター 田中 啓子
3	7月4日 (土) 10～12時	<b>新発見！ 私って結構デキる！</b> 自分の強みを知り、自信を持って就職活動を進めましょう	女性と仕事研究所認定キャリアアドバイザー 神戸市母子家庭等就業・自立支援センター就業相談員 産業カウンセラー/フリーアナウンサー 橋本 恭子

保育ルームあります（要予約 2歳～就学前まで） 参加費：無料 定員：25人（先着順）

今後の予定： 第2回(9～10月)ネイル・挨拶・自己分析 第3回(11～12月)アロマ・マナー・自己分析  
第4回(1～2月)ヨガ・面接・キャリアプラン 《各内容は、都合により変更することがあります》

会場：神戸市立母子福祉センター 研修室（2階）  
〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4-1 神戸市立総合福祉センター内  
申込み・問い合わせ：TEL 341-4532 FAX 371-6478  
メール boshi-shien.kobe@proof.ocn.ne.jp  
神戸市母子家庭等就業・自立支援センター「あいワーク神戸」（神戸市立母子福祉センター内）

下記申込書にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。連絡先は必ずご記入ください。電話、メールでも受け付けています。

平成21年度 第1回就業支援セミナーに参加します。

男 女      男 女      男 女

お名前 \_\_\_\_\_ 保育申込 ( ) 歳 ( ) 歳 ( ) 歳  
連絡先（電話） \_\_\_\_\_ （携帯） \_\_\_\_\_

ご住所 〒 \_\_\_\_\_



知ってますか？

## パートタイムで働くときに



1. 労働契約書を受け取りましたか？ 勤務する事が決まったら、賃金や労働条件は、口頭ではなく、きちんと文書にした労働契約書や労働条件通知書を受け取りましょう。
2. 年次有給休暇（有休）を取っていますか？ 6ヶ月以上勤務し、決められた労働日の8割以上働いた場合は、働いた期間に応じて有給休暇が取れます。
3. 時間外労働をしたときは？ パートタイムは労働時間が短いことが前提となっていますので、原則として決められた労働時間を超えて働くことはありませんが、1日8時間を超えた場合は割増賃金が支払われます。
4. ボーナスや退職金について確認しましたか？ 必ずしも受け取れるものではありませんが、労働条件通知書、就業規則等で定められているかどうか、確認しておきましょう。
5. 「解雇」と言われたときは？ 合理的な理由がないと解雇できません。合理的な理由があっても、30日以上前に予告がされなくてはなりません。使用者が解雇予告手当を支払った場合には、その日数分だけ予告期間が短縮されます。
6. 雇用保険に加入していますか？ 退職したとき、次の仕事が見つかるまでの間、手当が支給されます。週20時間以上、6ヶ月以上勤務する見込みがある場合は加入できます。
7. 健康保険・厚生年金（社会保険）に加入していますか？ 法人（株式会社等）や従業員が5人以上の個人事業所（一部を除く）は、社会保険に加入しなければなりません。パートでも、所定労働時間および所定労働日数の概ね4分の3以上働いている場合は加入しなければなりません。
8. パートタイム労働法を知っていますか？ パートタイムで働く人が、能力を發揮でき、その働きや貢献に応じた待遇を得ることのできる「公正な待遇の実現」を目的とする法律です。パート、アルバイト、契約社員等、所定労働時間が正社員より短い労働者を対象としています。

各項目の適用については詳細な規定があります。詳しくは以下の部署にお問い合わせください。

【1～5】 労働基準監督署または兵庫労働局監督課（078-367-9151）

【6】 各公共職業安定所（ハローワーク）または兵庫労働局給付係（078-367-0803）

【7】 お近くの社会保険事務所 / 【8】 兵庫労働局雇用均等室（078-367-0820）

## シングルマザーのための就業相談

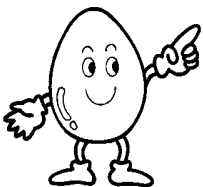
### キャリアアドバイザーがあなたの就業を応援します

「私にとっての適職とは」「就職活動の進め方」「応募書類の書き方」「面接の受け方」等、就業に関する相談が主な内容です。

毎週月曜と水曜、第1土曜に下記センターで開催しています。

（ただし、第1水曜の午後は西区、第2水曜の午後は垂水区、第3水曜の午後は北区での巡回相談です）

お問い合わせ、ご予約は、下記 **就業・自立支援センター** まで。【仕事を斡旋するものではありません。】



神戸市母子家庭等就業・自立支援センター「あいワーク神戸」  
（神戸市立母子福祉センター内）

〒650・0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1 神戸市立総合福祉センター3階

TEL 341-4532 FAX 371-6478

メール boshi-shien.kobe@proof.ocn.ne.jp